

監査報告書

令和 7 年 5 月 19 日

学校法人 大阪青山学園
理事会 殿
(評議員会 殿)

監事 長岡 壽男 
監事 仲田 昇 

監事は、旧私立学校法(令和 5 年 5 月 8 日施行)第 37 条第 3 項及び学校法人大阪青山学園旧寄附行為(令和 6 年 4 月 1 日施行)第 7 条第 3 項の規定に基づき、学校法人大阪青山学園の令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査しました。

1. 監査方法の概要

監事は理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、公認会計士及び内部監査を担当する経営企画室と連携し、計算書類について説明を受け、計算書類及び事業内容について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人大阪青山学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重要な事実は認められません。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、学校法人大阪青山学園の財産状況を正しく示しているものと認めます。

以 上